

2025(令和7)年5月15日  
大和区民活動センター運営委員会

中野区大和区民活動センター運営委員会

第16回 定期総会

次 第

1 開会のことば

2 挨拶

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 大和区民活動センター運営委員会会長 | 伊藤 英男氏 |
| 鷺宮すこやか福祉センター所長    | 平田 祐子氏 |
| 鷺宮地区担当課長          | 中村 誠 氏 |

3 議長選出

4 議案審議

第1号議案 委員承認及び役員選出

第2号議案 2024(令和6)年度会議及び事業報告

第3号議案 2024(令和6)年度収支決算報告及び会計監査報告

第4号議案 2025(令和7)年度事業及び広報計画(案)

第5号議案 2025(令和7)年度予算(案)

第6号議案 2025(令和7)年度大和区民活動センター運営方針及び運営ルール(案)

第7号議案 大和区民活動センター運営員会規約の改定(案)

第8号議案 大和区民活動センター運営員会事務局就業規則の改定(案)

5 その他

6 閉会のことば

## 2025(令和7)年度中野区大和区民活動センター運営委員会 委員名簿(案)

|    | 推薦団体                 | 役員   | 氏 名       |
|----|----------------------|------|-----------|
| 1  | 大和地区町会連合会<br>(東町会)   | 広報部長 | 押 田 義 一   |
| 2  | 〃                    |      | 山 田 恵美子   |
| 3  | 〃                    | 総務部長 | 山 本 崇 志   |
| 4  | 大和地区町会連合会<br>(中町会)   | 経理部長 | 伊 藤 栄 資   |
| 5  | 〃                    |      | 布瀬川 浩 一   |
| 6  | 〃                    |      | 浅 田 康 敬   |
| 7  | 大和地区町会連合会<br>(一和町会)  | 会長   | 松 澤 勇 治   |
| 8  | 〃                    |      | 高 橋 幸 三   |
| 9  | 〃                    | 監事   | 関 根 孝 志   |
| 10 | 大和地区町会連合会<br>(北協和会)  | 副会長  | 内 藤 正 純 ※ |
| 11 | 〃                    |      | 中 山 孟 子   |
| 12 | 〃                    |      | 田 口 数 幸   |
| 13 | 大和地区町会連合会<br>(西部自治会) | 事業部長 | 伊 藤 英 男   |
| 14 | 〃                    |      | 平 田 敏 昭   |
| 15 | 〃                    |      | 和 田 仁 宏   |
| 16 | 青少年育成大和地区委員会         | 監事   | 佐久間 利 彦   |
| 17 | 〃                    |      | 石 原 みゆき   |
| 18 | 大和地区民生児童委員協議会        |      | 涌 井 久美子   |
| 19 | 〃                    |      | 大 下 朋 子 ※ |
| 20 | 大和地域住民協議会            |      | 井 上 和 昭   |
| 21 | 〃                    |      | 菰 澤 進 ※   |
| 22 | 大和友愛会                |      | 津 軽 真理子 ※ |
| 23 | 〃                    |      | 麻 生 鶴 松   |

※印 新委員  
敬称略

令和7年5月15日

2025(令和7)年度中野区大和区民活動センター運営委員会役員名簿 (案)

| 推薦団体         | 町会・自治会 | 役員   | 氏 名     |
|--------------|--------|------|---------|
| 大和地区町会連合会    | 一和町会   | 会 長  | 松 澤 勇 治 |
|              | 北協和会   | 副会長  | 内 藤 正 純 |
|              | 東町会    | 広報部長 | 押 田 義 一 |
|              | 中町会    | 経理部長 | 伊 藤 栄 資 |
|              | 西部自治会  | 事業部長 | 伊 藤 英 男 |
|              | 東町会    | 総務部長 | 山 本 崇 志 |
|              | 一和町会   | 監 事  | 関 根 孝 志 |
| 青少年育成大和地区委員会 | 中町会    | 監 事  | 佐久間 利 彦 |

参考 2025(令和7)年度中野区大和区民活動センター運営委員会 事務局員名簿

|                     |     |       |                                                                       |
|---------------------|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| 大和区民活動センター<br>運営委員会 | 事務局 | 安田 秀美 | 大和町2-44-6<br>03-3339-6125<br>E-mail:<br>nakano_yamato@coast.ocn.ne.jp |
|                     | 事務局 | 伊藤 直子 |                                                                       |
|                     | 事務局 | 寒林 恒人 |                                                                       |

## (1)令和6年度会議及び事業報告

第2号議案-1

## ①会議報告(事務局)

| 名 称          | 開催状況                                                          | 主な議題                                                                            |
|--------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第15期<br>定例総会 | 5月16日(木) 18時から開催                                              | 新役員選任の承認の後、令和5年度業務、収支決算を報告し承認。令和6年度事業・広報計画、予算を承認                                |
| 第1回全体会       | 11月21日(木) 18時から開催                                             | 令和6年度上半期業務・事業・広報・収支報告                                                           |
| 第2回全体会       | 令和7年3月21日(金) 18時から開催                                          | 令和6年度 会議・事業・広報・収支見込報告<br>令和7年度事務局体制                                             |
| 役員会          | 4月18日(木)～<br>毎月第3木曜日15時から定例<br>12回開催                          | ○報告:事業部・広報部・経理部・総務部<br>○審議事項:大和区民活動センター飲食ルールについて、地区まつりについて、大和地区フードパントリー協力についてなど |
| 事業部会         | 4月12日(金)～<br>毎月第2金曜日14時から定例<br>11回開催                          | 各事業の報告及び今後の予定など                                                                 |
| 広報部会         | 4月8日(月)～<br>毎月第2月曜日10時から定例<br>12回開催                           | 「みんなの大和ニュース」紙面企画、ホームページ企画など                                                     |
| 編集会議         | 4月18日(木) 10時～ 隔月<br>6回開催                                      | 「みんなの大和ニュース」の編集会議として企画・取材・編集・配布についてなど                                           |
| カフェカトレア総会など  | 4月8日(月) 10時から総会・全体会<br>を開催<br><br>9月30日(月) 10時から第2回全体会<br>を開催 | 会計報告・監査報告、年度事業計画・予算計画案、運営方針など<br><br>新しいスタッフの紹介、経過報告など                          |
| 大和ギャラリー企画会議  | 4月5日(金)～<br>偶数月第1金曜日11時から隔月<br>6回開催                           | 「大和ギャラリー」 今後の展示計画の立案                                                            |
| 大和地区まつり実行委員会 | 7月16日(火) 19時～第1回<br>9月10日(火) 19時～第2回<br>11月26日(火) 19時～第3回     | 各催し物日程・各部門責任者・各部門打合せ会日程・予算等の決定<br>会計・実施結果報告、反省会                                 |

## ②事業報告(事業部)

|                  | 事業名                                       | 開催日など                                                     | 内容                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主<br>催<br>事<br>業 | 大和ギャラリー                                   | 基本月2回の展示入替、展示期間2週間～4週間                                    | 写真クラブ作品展、大和町の有名人、透明水彩画展、切手と折り紙のアート展、大和町の防災展、大和友愛会写真展、まゆ玉の会など趣味のサークル展示                                                                          |
|                  | カフェカトレア                                   | 4月3日(水)～毎週水曜日<br>5月までは:11時から14時<br>6月以降:10時30分から13時30分に開催 | 毎週水曜日に1階ホールでコーヒー・紅茶(5月からはお菓子付き)を有償提供し、地域住民に憩いの場所を提供                                                                                            |
|                  | 季節感のあるホール作り                               | 4月～5月、6月～7月、10月、<br>12月、2月～3月 計5回実施                       | 大和の端午の節句 4月1日(月)～5月5日(日)<br>大和の七夕飾り 6月17日(月)～7月7日(日)<br>ハロウィンの飾り10月3日(木)～10月31日(木)<br>クリスマスがいっぱい12月2日(月)～12月25日(水)<br>大和の雛まつり 2月15日(土)～3月5日(水) |
|                  | 健康体操カトレア<br>第1月曜みんなでリリィ体操<br>第3月曜椅子を使った体操 | 4月1日(月)～ 毎月第1・3月曜日13<br>時30分～15時30分に開催                    | 概ね60歳以上の方を対象にボッチャ、椅子に座ってもできるリラックス体操を実施                                                                                                         |
|                  | しゃべっても良員会                                 | 4月25日(木)～毎月第4木曜日<br>15時～開催                                | 概ね60歳以上の男性限定で、参加者が交代で講師を務める交流の会                                                                                                                |
|                  | 大和町文化財を守る会                                | 4月11日(木)～毎月第1木曜日15時<br>～開催                                | 大和地域の歴史や文化財の調査研究、大和地域出身の著名人の調査を行い地区まつりなどで発表する                                                                                                  |
|                  | 敬老のつどい                                    | 9月9日(月) 13時～14時30分開催                                      | 60歳以上の高齢者を対象に、ふれあいポリスによる振込め詐欺撲滅のコント、山本先生によるトリム体操、濱先生のみんなで歌おう!のレクリエーションを実施。参加者:50名(スタッフ・出演者含む)                                                  |
|                  | 大和クリスマスコンサート                              | 12月1日(日) 13時～14時10分開催                                     | 武蔵野音楽大学生を招いて、木管五重奏によるクリスマスコンサートを実施 参加者:41名                                                                                                     |
|                  | 知って得する防災講座                                | 2月18日(火) 13時30分～15時開催                                     | 「いのちと健康なかのJAPAN」による講演<br>①防災食実演②救急対応実習③劇団員による〈家具転倒劇〉/最後に試食、意見交換<br>参加者:50名(スタッフ・出演者含む)                                                         |
| 支<br>援<br>事<br>業 | 災害対応訓練<br>(日赤大和町分団)                       | 6月24日(月)10時～11時30分開催                                      | 炊出し・避難所設営・発電機操作・消火の各訓練を実施。参加者:44名                                                                                                              |
|                  | 大和地区合同防災訓練<br>(大和地区町会連合会)                 | 9月29日(日) 9時15分～12時50分                                     | 五町会連合・野方消防署・区等により、スタンドパイプでの初期消火訓練、煙体験、AED等を実施。                                                                                                 |
|                  | 大和地区まつり                                   | 10月14日(月・祝)、20日(日)、<br>26日(土)・27日(日)開催                    | ダンスパーティー、卓球大会、ソフトボール大会、運動会、文化祭(作品展、ステージ、喫茶、お茶席、囲碁・将棋大会、輪投げ大会)を実施。                                                                              |

# 定例事業の活動報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

| 事業名     | 月   | 開催日                         | 参加者数  | 参加者数(前年度) |
|---------|-----|-----------------------------|-------|-----------|
| カフェカトレア | 4月  | 4/3、4/10、4/17、4/24          | 157   | 106       |
|         | 5月  | 5/1、5/8、5/15、5/22、5/29      | 146   | 96        |
|         | 6月  | 6/5、6/12、6/19、6/26          | 143   | 84        |
|         | 7月  | 7/3、7/10、7/17、7/24、7/31     | 169   | 84        |
|         | 8月  | 8/7、8/14、8/21、8/28          | 124   | 97        |
|         | 9月  | 9/4、9/11、9/18、9/25          | 135   | 89        |
|         | 10月 | 10/2、10/9、10/16、10/23、10/30 | 143   | 113       |
|         | 11月 | 11/6、11/13、11/20、11/27      | 138   | 159       |
|         | 12月 | 12/4、12/11、12/18、12/25      | 123   | 111       |
|         | 1月  | 1/8、1/15、1/22、1/29          | 131   | 113       |
|         | 2月  | 2/5、2/12、2/19、2/26          | 160   | 139       |
|         | 3月  | 3/5、3/12、3/19、3/26          | 150   | 106       |
| 計       |     |                             | 1,719 | 1,297     |

| 事業名                                                                       | 月   | 開催日   |       | 参加者数   |      | 参加者数(前年度) |
|---------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-------|--------|------|-----------|
|                                                                           |     | ホッチャ  | 椅子体操  | ホッチャ   | 椅子体操 |           |
| 健康体操カトレア<br><br>第1(月)13:30<br>みんなでワイワイホッチャ<br><br>第3(月)13:30<br>椅子を使用した体操 | 4月  | 4/1   | 4/15  | 12     | 20   | 19        |
|                                                                           | 5月  | 5/13  | 5/20  | 5      | 18   | 16        |
|                                                                           | 6月  | 6/3   | 6/17  | 7      | 20   | 19        |
|                                                                           | 7月  | 7/1   | 7/8   | 7      | 15   | 18        |
|                                                                           | 8月  | 8/5   | 8/19  | 8      | 18   | 23        |
|                                                                           | 9月  | 9/2   | 休会    | 12     | -    | 8         |
|                                                                           | 10月 | 10/7  | 10/21 | 6      | 14   | 21        |
|                                                                           | 11月 | 11/11 | 11/18 | 6      | 14   | 35        |
|                                                                           | 12月 | 12/2  | 12/16 | 6      | 15   | 22        |
|                                                                           | 1月  | 1/6   | 1/20  | 6      | 20   | 22        |
|                                                                           | 2月  | 2/3   | 2/17  | 7      | 15   | 16        |
|                                                                           | 3月  | 3/3   | 3/17  | 雪のため中止 | 19   | 28        |
| 小計                                                                        |     |       |       | 82     | 188  |           |
| 計                                                                         |     |       |       | 270    |      | 247       |

| 事業名                             | 月   | 開催日   | 参加者数 | 参加者数<br>(前年度) |
|---------------------------------|-----|-------|------|---------------|
| <b>しゃべっても良員会</b><br>第4(木) 15:00 | 4月  | 4/25  | 16   | 16            |
|                                 | 5月  | 5/23  | 13   | 13            |
|                                 | 6月  | 6/27  | 15   | 13            |
|                                 | 7月  | 7/25  | 14   | 9             |
|                                 | 8月  | 8/22  | 13   | 8             |
|                                 | 9月  | 9/26  | 14   | 12            |
|                                 | 10月 | 10/24 | 12   | 16            |
|                                 | 11月 | 11/28 | 11   | -             |
|                                 | 12月 | 12/26 | 15   | 14            |
|                                 | 1月  | 1/23  | 14   | 10            |
|                                 | 2月  | 2/27  | 11   | 13            |
|                                 | 3月  | 3/27  | 13   | 13            |
| 計                               |     |       | 161  | 137           |

| 事業名                              | 月   | 開催日      | 参加者数 | 参加者数<br>(前年度) |
|----------------------------------|-----|----------|------|---------------|
| <b>大和町文化財を守る会</b><br>第1(木) 15:00 | 4月  | 4/11     | 6    | 9             |
|                                  | 5月  | 5/2      | 9    | 8             |
|                                  | 6月  | 6/6・6/19 | 16   | 8             |
|                                  | 7月  | 7/4      | 8    | 7             |
|                                  | 8月  | 8/1      | お休み  | 8             |
|                                  | 9月  | 9/5      | 6    | 8             |
|                                  | 10月 | 10/3     | 6    | 8             |
|                                  | 11月 | 11/7     | 6    | 8             |
|                                  | 12月 | 12/5     | 7    | 7             |
|                                  | 1月  | 休会       | -    | -             |
|                                  | 2月  | 2/6      | 7    | 7             |
|                                  | 3月  | 3/6      | 8    | 6             |
| 計                                |     |          | 73   | 75            |

## 大和ギャラリー 令和6年度出展記録

| 展示名                     | 出展協力                        | 展示期間                 |
|-------------------------|-----------------------------|----------------------|
| 大和の端午の節句                | 季節感のあるホールづくり<br>まゆ玉の会       | 4月1日(月) ～ 5月5日(日)    |
| 第23回大和写真クラブ写真展          | 大和写真クラブ                     | 5月7日(火) ～ 6月1日(土)    |
| 墨絵の会展                   | 大和墨絵の会                      | 6月3日(月) ～ 6月15日(土)   |
| 大和の七夕飾り                 | 季節感のあるホールづくり                | 6月17日(月) ～ 7月7日(日)   |
| 大和町の有名人                 | 大和町文化財を守る会                  | 7月9日(火) ～ 7月27日(土)   |
| 透明水彩画展                  | 宮崎 雄次さん                     | 7月29日(月) ～ 8月17日(土)  |
| 切手と折り紙のアート展             | 大和すたんぷクラブ、<br>傾聴サロンやまと      | 8月19日(月) ～ 8月31日(土)  |
| 知って得する防災講座<br>「大和町の防災」展 | 防災士 関口 俊夫さん                 | 9月2日(月) ～ 9月21日(土)   |
| 第17回 大和友愛会 写真展          | 大和友愛会 写友会                   | 9月24日(火) ～ 10月12日(土) |
| 大和地区まつり 思い出の写真展         | 大和地区まつり 実行委員会               | 10月15日(火) ～ 11月2日(土) |
| 新生第1回 伊望会 書画展           | 伊望会(主宰：伊井 進さん)              | 11月5日(火)～ 11月30日(土)  |
| クリスマスがいっぱい！             | 季節感のあるホールづくり                | 12月2日(月)～12月25日(水)   |
| 新春の飾り展(生花・書・まゆ玉飾り)      | 飯沼 李舟さんの会、<br>まゆ玉の会、 伊井 進さん | 1月8日(水) ～ 1月18日(土)   |
| まゆ玉飾り展                  | まゆ玉の会                       | 1月20日(月) ～ 2月1日(土)   |
| 新春の絵手紙展                 | 虹の会                         | 2月3日(月) ～ 2月15日(土)   |
| 大和の雛まつり                 | 季節感のあるホール作り<br>まゆ玉の会        | 2月17日(月) ～ 3月5日(水)   |
| 大和友愛会 写真展 (2025年春)      | 大和友愛会 写友会                   | 3月7日(金) ～ 3月29日(土)   |

## (2) 令和6年度広報報告

## ●地域ニュースの発行

「みんなの大和ニュース」隔月（奇数月）発行／年6回

5月号・7月号・11月号・1月号 A3 二つ折り 通常配布

9月号・3月号 A3 二つ折り 全戸配布

(通常配布8,000部／全戸配布15,000部)

## 基本レイアウト

1面：特集 町内の皆さんに関わる、季節的事柄や社会的事柄、町内の暮らしをフォローする団体の紹介等で構成。

2面：「来てね！見てね！」町内の皆さんが参加できるイベントを紹介

3面：コラム「私のお楽しみ」、大和の小さな仲間たち、大和の素敵スポット等レイアウト上、4面に掲載する場合もある。

「ご報告します」町内で行われた行事、イベントの報告

4面：「伝言板」運営委員会事業と区関連施設からのお知らせを掲載

「大和のマイ☆スター」大和町内で活躍している方にスポットを当てる

## 特集

| 発行日・号     | 発行部数    | 特集のテーマ                          |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 第75号／5月号  | 8,000部  | 新人です、どうぞよろしく！                   |
| 第76号／7月号  | 8,000部  | 大和の夏は、楽しいよ！                     |
| 第77号／9月号  | 15,000部 | 大和地区まつり                         |
| 第78号／11月号 | 8,000部  | 人生の経験を、大和町の未来に活かす！<br>「ことぶき大和会」 |
| 第79号／1月号  | 8,000部  | 私の今年の一文字                        |
| 第80号／3月号  | 15,000部 | 町会に入って、良かった！                    |

配布先（5月号、7月号、11月号、1月号 通常配布）

| 通常配布先           | 配布部数 |
|-----------------|------|
| 東町会             | 231  |
| 中町会             | 1787 |
| 一和町会            | 260  |
| 北協和会            | 1100 |
| 西部自治会           | 1605 |
| 都営大和町四丁目アパート自治会 | 110  |
| 啓明小学校           | 428  |
| 美鳩小学校           | 877  |
| 明和中学校           | 569  |
| 児童館・保育園・幼稚園     | 306  |
| 医院・診療所          | 130  |
| みずほ銀行           | 10   |
| 都立家政駅           | 10   |



|                    |      |
|--------------------|------|
| 野方駅                | 10   |
| 大和町郵便局             | 10   |
| 区民活動センター（14）       | 58   |
| その他関係機関            | 151  |
| 大和区民活動センター窓口・事務局保管 | 348  |
| 合計                 | 8000 |

## ●ホームページ

### ○構成

#### （ア） トップページ

町会の活動と運営委員会主催のイベント、センターからの告知を紹介。

#### （イ） プロフィール

区民活動センター、運営委員会事業の紹介。

#### （ウ） 大和ギャラリー

展示中作品の紹介、過去の展示内容(保存期間は1年)、および展示作品の募集。

#### （エ） みんなの大和ニュース

「みんなの大和ニュース」バックナンバー。

#### （オ） 窓口業務のご案内

#### （カ） 大和町の防災

#### （キ） 未来に羽ばたけ大和の子どもたち

学校や幼稚園・保育園・町会の行事やイベントを通じて、子どもたちの活躍を紹介。保存期間は1年。

#### （ク） 一緒にやろうよ！

大和区民活動センター集会室を使っている趣味や運動のクラブを紹介

#### （ケ） 大和町文化財を守る会

#### （コ） 大和地域の町会・自治会

町会・自治会の紹介

#### （サ） 大和のマイ☆スター

#### （シ） 大和の散歩道

大和地域の紹介

#### （ス） 区民活動センターへのアクセス

### ○リンク

中野区役所、野方警察署、野方消防署、区立明和中学校、区立啓明小学校、区立美鳩小学校、やはた幼稚園、大和幼稚園、大和児童館、大和西児童館、七海保育園、田中ナースリー大和保育園、大和東もみじの森保育園

## 2024(令和6)年度 収支決算報告並びに会計監査報告

2025(令和7)年3月31日

中野区大和区民活動センター運営委員会

会 長 伊藤 英男  
 経理部長 伊藤 栄資

2024(令和6)年度中野区大和区民活動センター運営委員会の決算について預金通帳、関係帳簿  
 などと照合の結果、相違ないことを認めます。

2025(令和7)年5月9日

監事 佐久間 利彦  
 監事 関根 孝志

| 科目          | 予算額       | 執行額       | 予算残額     | 執行率(%) | 備考                    |
|-------------|-----------|-----------|----------|--------|-----------------------|
| (資金収支の部)    |           |           |          |        |                       |
| Ⅰ 経常収入の部    |           |           |          |        |                       |
| 委託料収入       | 7,084,000 | 7,084,000 | 0        | 100.0% |                       |
| 受取利息        | 0         | 657       | -657     | -      |                       |
| 雑収入         | 0         | 8,230     | -8,230   | -      |                       |
| 経常収入合計      | 7,084,000 | 7,092,887 | -8,887   | 100.1% |                       |
| Ⅱ 経常支出の部    |           |           |          |        |                       |
| 【費用Ⅰ】       |           |           |          |        |                       |
| 給料手当(事務局員)  | 2,396,160 | 2,390,029 | 6,131    | 99.7%  | 安田                    |
| 給料手当(事務員①)  | 1,419,600 | 1,610,030 | -190,430 | 113.4% | 伊藤                    |
| 給料手当(事務員②)  | 936,000   | 1,055,470 | -119,470 | 112.8% | 奈良                    |
| 給料手当(事務員③)  | 561,600   | 428,809   | 132,791  | 76.4%  | 大下                    |
| 時間外手当       | 280,000   | 235,296   | 44,704   | 84.0%  |                       |
| 労働保険料       | 20,000    | 80,301    | -60,301  | 401.5% |                       |
| 給料手当(アルバイト) | 130,000   | 11,775    | 118,225  | 9.1%   | 事業広報支援                |
| 旅費交通費       | 25,000    | 25,296    | -296     | 101.2% | 通勤費                   |
| 福利厚生費       | 12,000    | 12,000    | 0        | 100.0% | 勤労者サービスC会費            |
| 【費用Ⅰ計】      | 5,780,360 | 5,849,006 | -68,646  | 101.2% |                       |
| 【費用Ⅱ】       |           |           |          |        |                       |
| 通信費         | 200,000   | 200,015   | -15      | 100.0% | 電話インターネット使用料          |
| 会議費         | 75,000    | 80,045    | -5,045   | 106.7% | 各種会議諸経費               |
| 賃借料         | 11,000    | 11,000    | 0        | 100.0% | 会計ソフト使用料              |
| 保険料         | 45,000    | 44,300    | 700      | 98.4%  | 業務保険、傷害保険料            |
| 備品購入費       | 100,000   | 4,510     | 95,490   | 4.5%   | 紙折り機ゴムローラー            |
| 消耗品費        | 80,000    | 85,665    | -5,665   | 107.1% | コピー用紙、インク、文具          |
| 租税公課        | 10,000    | 10,000    | 0        | 100.0% | 印紙代                   |
| 雑費          | 20,000    | 19,812    | 188      | 99.1%  | 振込手数料、両替手数料           |
| 事業費1        | 200,000   | 197,102   | 2,898    | 98.6%  | 事業部材料費、制作運営費          |
| 事業費2        | 60,000    | 48,317    | 11,683   | 80.5%  | 防災講座、クリスマス・コンサート      |
| 広報印刷製本費     | 600,000   | 623,039   | -23,039  | 103.8% | みんなの大和ニュース制作費、全戸配布委託費 |
| 【費用Ⅱ計】      | 1,401,000 | 1,323,805 | 77,195   | 94.5%  |                       |
| 経常支出合計      | 7,181,360 | 7,172,811 | 8,549    | 99.9%  |                       |
| 当期収支差額      | -97,360   | -79,924   | -17,436  | 82.1%  |                       |
| 前期繰越収支差額    | 423,339   | 423,339   | 0        | 100.0% |                       |
| 次期繰越収支差額    | 325,979   | 343,415   | -17,436  | 105.3% |                       |

2025(令和7)年度事業及び広報計画(案)

| 分類  | 事業名(○印)         | 開催予定日         | 4月 | 5月           | 6月          | 7月 | 8月 | 9月 | 10月          | 11月          | 12月         | 1月 | 2月 | 3月 | 2024年度予算 | 2024年度執行額 | 2025年度予算 |
|-----|-----------------|---------------|----|--------------|-------------|----|----|----|--------------|--------------|-------------|----|----|----|----------|-----------|----------|
| 事業  | ○大和ギャラリー        | 1～2回/月<br>入替  | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | 19,000円  | 18,728円   | 19,000円  |
|     | ○カフェ・カトレア       | 毎週水曜          | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | 10,000円  | 9,971円    | 10,000円  |
|     | ○季節感のあるホール作り    | 適宜            | ↔  | ●<br>(端午の節句) | ●<br>(七夕飾り) |    |    |    | ●<br>(ハロウィン) | ●<br>(クリスマス) | ●<br>(正月飾り) | ●  | ●  | ●  | 15,000円  | 13,221円   | 15,000円  |
|     | ○健康体操(カトレア)     | 2回/月          | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | 23,000円  | 22,516円   | 23,000円  |
|     | ○しゃべっても良国会      | 1回/月<br>第4木曜日 | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | 13,000円  | 12,930円   | 13,000円  |
|     | ○知って得する防災講座     | 新規事業へ         |    |              |             |    |    |    |              |              |             |    |    |    | 30,000円  | 29,949円   |          |
|     | ○敬老の集い          | 9月8日(月)       |    |              |             |    |    | ●  |              |              |             |    |    |    | 36,000円  | 34,759円   | 36,000円  |
|     | ○大和クリスマスコンサート   | 12月初旬         |    |              |             |    |    |    |              |              | ●           |    |    |    | 32,000円  | 30,668円   | 62,000円  |
| 事業2 | ○大和町文化財を守る会     | 1回/月<br>第1木曜日 | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | 22,000円  | 24,360円   | 22,000円  |
|     | ○事業2(新規イベント)    | 2月開催予定        |    |              |             |    |    |    |              |              |             |    | ●  |    | 60,000円  | 48,317円   | 100,000円 |
| 支援  | 大和地区まつり         | 10月           |    |              |             |    |    |    | ●            |              |             |    |    |    |          |           |          |
|     | 大和地区町会連合会合同防災訓練 | 9月28日(日)      |    |              |             |    |    | ●  |              |              |             |    |    |    |          |           |          |
|     | 炊出し訓練(日赤大和分団)   | 6月23日(月)      |    |              | ●           |    |    |    |              |              |             |    |    |    |          |           |          |
| 広報  | みんなの大和ニュース発行    | 4回            |    | ●            |             |    |    | ●  |              |              | ●           |    | ●  |    | 600,000円 | 636,100円  | 600,000円 |
|     | ホーム・ページ制作・更改    | 適宜            | ↔  | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  | ↔            | ↔            | ↔           | ↔  | ↔  | ↔  |          |           |          |

○は、月次報告義務

## 第5号議案

令和7年5月15日

## 2025（令和7）年度予算(案)

| 科目          | 予算額       | 備 考                    | 増減率 (%) | 2024年度<br>決算額 |
|-------------|-----------|------------------------|---------|---------------|
| (資金収支の部)    |           |                        |         |               |
| Ⅰ 経常収入の部    |           |                        |         |               |
| 委託料収入       | 7,524,000 | 中野区からの委託料              | 106.2%  | 7,084,000     |
| 雑収入（複写機収入）  | 0         |                        | 0.0%    | 657           |
| 受取利息        | 0         |                        |         | 8,230         |
| 経常収入合計      | 7,524,000 |                        | 106.1%  | 7,092,887     |
| Ⅱ 経常支出の部    |           |                        |         |               |
| 【費用1】       |           |                        |         |               |
| 給料手当（事務局員①） | 2,347,200 | （15日/月×12月） 安田         | 98.2%   | 2,390,029     |
| 給料手当（事務局員②） | 2,190,720 | （14日/月×12月） 伊藤         | 136.1%  | 1,610,030     |
| 給料手当（事務員）   | 720,000   | （10日/月×12月） 寒林         | 68.2%   | 1,055,470     |
| 給料手当（事務員）   |           |                        | 0.0%    | 428,809       |
| 時間外手当       | 350,000   | 時間外、休日出勤               | 148.7%  | 235,296       |
| 労働保険料       | 85,000    | 規程料率（給与手当×15.5/1000）   | 105.9%  | 80,301        |
| 給料手当（アルバイト） | 30,000    | 事業・広報支援                | 254.8%  | 11,775        |
| 旅費交通費       | 25,000    | 通勤費、研修移動費              | 98.8%   | 25,296        |
| 福利厚生費       | 12,000    | 勤労者ササ会費                | 100.0%  | 12,000        |
| 【費用1計】      | 5,759,920 |                        | 98.5%   | 5,849,006     |
| 【費用2】       |           |                        |         |               |
| 通信費         | 200,000   | 電話、FAX、インターネット使用料      | 100.0%  | 200,015       |
| 会議費         | 60,000    | 各種会議諸経費                | 75.0%   | 80,045        |
| 賃借料         | 0         | 会計ソフト使用料（Nbooks）       | 0.0%    | 11,000        |
| 保険料         | 45,000    | 業務保険、傷害保険料             | 101.6%  | 44,300        |
| 備品購入費       | 204,000   | PC、会計ソフト（会計王NPO法人）     | 4523.3% | 4,510         |
| 消耗品費        | 90,000    | コピー用紙、インク、文具等          | 105.1%  | 85,665        |
| 租税公課        | 10,000    | 印紙費                    | 100.0%  | 10,000        |
| 雑費          | 20,000    | 振込み手数料、両替手数料、連絡会費用、修繕費 | 100.9%  | 19,812        |
| 事業費1        | 200,000   | 事業企画費・材料費・制作運営費        | 101.5%  | 197,102       |
| 事業費2        | 100,000   | 運営委員会事業、その他            | 207.0%  | 48,317        |
| 広報印刷製本費     | 600,000   | みんなの大和ニュース制作費 全戸配布費    | 96.3%   | 623,039       |
| 【費用2計】      | 1,529,000 |                        | 115.5%  | 1,323,805     |
| 経常支出合計      | 7,288,920 |                        | 101.6%  | 7,172,811     |
| 当期収支差額      | 235,080   |                        | -294.1% | -79,924       |
| 前期繰越収支差額    | 343,415   |                        | 81.1%   | 423,339       |
| 次期繰越収支差額    | 578,495   |                        | 168.5%  | 343,415       |

令和 7 年度大和区民活動センター運営方針及び運営ルール (案)

1 運営方針

(1) 地域・地域住民との連携

私たちは、大和地域に暮らす人々の防災や防犯、環境、美化、高齢者への  
支えあい、青少年の健全育成など、複雑多様化する地域課題・ニーズに対し、  
地域の人々と積極的な連携を図りつつ、活力ある地域社会と生きがいのあ  
る暮らしの実現を目指します。

(2) 利用者にやさしい施設の運営

私たちは、地域の皆さんの活動拠点として、人々が利用しやすく、また利  
用したくなり、そして運営に参加できる地域に根差した大和区民活動センタ  
ー（以下「センター」という。）の施設運営の実現を目指します。

2 施設の運営ルール

(1) 集会室の使用回数

- ① 最初の受付時（抽選会）に、団体登録している同一団体が同一月内に  
おいて集会室を使用できる回数は 5 回とする。（同一週内も可）
- ② 登録団体は、施設を使用する日の一か月前から使用回数の限度を超え  
て使用申請することができる。
- ③ 洋室 2 号と 3 号、和室 1 号と 2 号、和室 3 号と 4 号を同じ時間帯に同時  
に使用する場合は、「1 回」と数える。
- ④ 調理室を調理に使用する場合は、午前・午後連続して使用する場合でも  
「1 回」と数える。
- ⑤ 音楽室、多目的室、調理室を本来の用途以外（会議等）で使用する場合  
は、利用日の一か月前から申し込むことができる。

(2) 集会室の一部時間帯の専用利用

該当なし

(3) 集会室の申込みに伴う団体の優先利用について

- ① 中野区（または中野区の組織）が主催または共催する事業
- ② 大和地域で地域福祉等のために公益的な活動している団体
  - ・ センター担当区域内の町会・自治会及びその連合会
  - ・ センター担当区域内の防災会・防犯会及びその連合会
  - ・ 赤十字奉仕団大和町分団
  - ・ 大和地区民生児童委員協議会
  - ・ 大和地区まつり実行委員会
  - ・ 明るい選挙推進委員会
  - ・ 社会を明るくする運動推進委員会
  - ・ 中野区保護司会野方・大和分区

- ③ 大和地域内の青少年の健全育成活動を行う団体
  - ・ 青少年育成大和地区委員会
- ④ ①～③の団体のほか大和区民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が必要と認めた団体

(4) 地域活動室の使用について

前項①～④の団体について使用を認めるものとする。原則申し込みの必要はないが、事前に場所を確保したい場合は、事務局に申し出る。なお、来館者が授乳室を希望した場合、地域活動室（2階和室）が使用されていない時には授乳場所として提供をすることができる。

(5) 高齢者集会室について

高齢者集会室とする部屋は3階和室3号・4号

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。使用できる方は、区内に住所がある60歳以上で中野区利用証の交付を受けた方。

(6) センター内における物品の保管について

2階及び1階倉庫を物品の保管場所として使用できる団体は、地域福祉向上を目的に活動する団体のうち、2－（3）項に記載された①～④の団体とする。

使用ルールについては、別に定める「大和区民活動センター 倉庫使用ルールについて」を参照のこと。

(7) センター運営委員会所有備品の運用について

運営委員会所有備品の運用については、別に定める「大和区民活動センター運営委員会 備品運用要領」を参照のこと。

(8) 地域活動関係のポスター及びチラシ等の掲出場所

センター内の指定場所に、地域団体がポスター及びチラシ等を掲示できるものとする。

(9) 飲食のルール

「集会室は、地域の広場として広く自主的な活動を行う場所であり、専ら飲食を目的とする利用は認めない。ただし、活動に付随する飲食については、他の利用者への迷惑とならない範囲で行い、ごみは必ず持ち帰ることとし、後始末を確実にを行うことを条件に認めることとする。」というルールに倣うこととする。

また、ホールでの飲食については、原則「地区まつり」及び「カフェカトレア」の実施時のみできることとする。

ただし、センター内設置の自動販売機及び持参した飲料水等は、この限りではない。

(10) 物品販売や募金／寄付金等の集金行為について

センターでの物品販売や募金／寄付金等の集金行為は、禁止とする。

ただし、運営委員会が認めた事業は、この限りではない。

運営委員会が認める事業とは 別に定める「物品販売や募金／寄付金等の活動に伴う 大和区民活動センターの利用申請／報告書 運用要領」を参照のこと。

(11) その他

ホールについては、誰でもいつでも気楽に立ち寄れる、地域の憩いのスペースとするとともに、次の事業をおこなう。

- ・ 地域の文化・芸術活動の発表の場（大和ギャラリー）とする
- ・ 「カフェカトレア」の実施
- ・ その他、運営委員会が認めた事業

改定前

(9)飲食のルール

「集会室は、地域の広場として広く自主的な活動を行う場所であり、専ら飲食を目的とする利用は認めない。ただし、活動に付随する飲食、公益的な活動を行う地域団体の新年会及び総会等における飲食については、施設管理上支障ないと判断したときは利用を認めることができる。」というルールに倣うこととする。

改定内容

(9)飲食のルール

「集会室は、地域の広場として広く自主的な活動を行う場所であり、専ら飲食を目的とする利用は認めない。ただし、活動に付随する飲食については、他の利用者への迷惑とならない範囲で行い、ごみは必ず持ち帰ることとし、後始末を確実にを行うことを条件に認めることとする。」というルールに倣うこととする。

## 中野区大和区民活動センター運営委員会規約 (案)

## (名称)

第1条 本会は、中野区大和区民活動センター運営委員会（以下「委員会」という。）と称する。

## (事務所)

第2条 委員会は、事務所を中野区大和区民活動センター（中野区大和町2丁目44-6）内に置く。

## (目的)

第3条 委員会は、住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって安全・安心で暮らしやすいまちづくりをすすめていくことを目的とする。

## (事業)

第4条 委員会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中野区から委託される中野区大和区民活動センターの事業
- (2) 地域の自治活動及び公益活動の推進に必要な事業
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事業

## (構成)

第5条 委員会の運営は次に掲げる委員の総数25名程度をもって構成し、推薦者が多い場合は、役員会にて決定することができる。

- (1) 大和地区町会連合会から推薦された者
- (2) 青少年育成大和地区委員会から推薦された者 2名以内
- (3) 大和地区民生児童委員協議会から推薦された者 2名以内
- (4) 大和地域住民協議会から推薦された者 2名以内
- (5) その他、地域において公共・公益的活動をおこない、委員会がみとめた団体から推薦された者 4名以内

## (任期)

第6条 委員の任期は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とし、再任は妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員の交替ではなく、新規参加委員の場合は、当該年度末（3月31日）を任期満了とする。

## (役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 総務部長 1名
- (4) 経理部長 1名
- (5) 事業部長 1名
- (6) 広報部長 1名
- (7) 監事 2名

2 役員は、総会において委員の互選により選出する。

但し、役員の欠員が期の途中で生じた場合は、すみやかに、役員会において、役員の中から後任者を決定することができる。この場合の任期は次項3項による。

3 役員の任期は委員の任期とする。但し、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次に定めるところによる。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。  
会長は、監事を除く他の役員に対して、必要な仕事を命じることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。  
また、総務部長、経理部長、事業部長、広報部長の内一つを兼務することができる。
- (3) 総務部長は、委員会の総務（委員会の総括業務、事務局の指揮監督業務など委員会全体に関する総務）を総括する。



- (4) 経理部長は、委員会の経理事務を総括する。
- (5) 事業部長は、地域事業の運営全般を指揮し総括する。
- (6) 広報部長は、委員会の広報（自治活動、公益活動及び地域団体との連携の促進）全般を総括する。
- (7) 監事は、委員会の経理を監査する。但し、監事は、他の役員を兼務できない。

**(組織)**

第9条 運営委員会に次の組織を設ける。

- (1) 事業部会
  - (2) 広報部会
  - (3) その他会長が提案し、役員会で決定された部会
- 2 部会は委員で構成し、委員以外で役員会が承認した者を含めることができる。
- 3 各部会に部長1名を置く。また、副部長を置くことができる。

**(会議)**

第10条 委員会の会議は、総会、全体会、役員会及び部会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会として、委員をもって構成する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
  - (1) 委員会規約の変更
  - (2) 委員の新任、再任、辞任の承認  
尚、任期途中で委員の交替、新任、辞任は役員会が承認する
  - (3) 事業計画及び事業予算並びにその変更
  - (4) 事業報告及び事業決算
  - (5) 事務組織、運営及び就業規則
  - (6) その他運営に関する重要事項
- 4 総会は、定数の過半数の出席者、または、委員からの委任状により成立し、議長は会長または副会長がこれにあたる。
- 5 総会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって採決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 全体会は、委員をもって構成し、その内容は、事業及び事業予算の経過報告、その他運営に関する重要事項の報告、運営の諸規則類の新設・変更等の説明・討議等を行うものとする。  
議長は会長または副会長がこれにあたる。
- 7 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、委員会の運営を行う。議長は会長がこれにあたる。
- 8 部会は、それぞれの部会委員をもって構成し、それぞれの課題について検討審議する。

**(会議の招集)**

第11条 定期総会は、毎年1回定期に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、委員の2分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときに召集する。
- 3 全体会は、毎年1回定期に会長が招集する。また、臨時の全体会は、委員の2分の1以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときに召集する。
- 4 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 部会は、必要に応じ部長が招集する。

**(会計)**

第12条 委員会の経費は、区からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

**(事務局)**

第13条 委員会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び必要な事務員を置く。ただし、役員会の承認を得られれば、その限りではない。
- 3 事務局長及び事務員は役員会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織、運営及び就業規則は総会の議決を経て、会長が別に定める。

**(改廃)**

第14条 この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

## (委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は、役員会で決定する。

## 附則

- 1 この規約の施行に伴う委員の任期は、規約の規定にかかわらず、次期定期総会開催日までとする。
- 2 この規約は、平成23年7月1日から施行する。
  - 一部改定後の規約は、平成25年5月16日から施行する。
  - 一部改定後の規約は、平成26年5月15日から施行する。
  - 一部改定後の規約は、平成28年5月19日から施行する。
  - 一部改定後の規約は、2019（令和元）年5月16日から施行する。
  - 一部改定後の規約は、2025（令和7）年5月15日から施行する。

## 改定前

## (構成) 第5条

- (1) 大和町町会連合会から推薦された者



## 改定内容

## (構成) 第5条

- (1) 大和地区町会連合会から推薦された者

## (会議の招集) 第11条

- 3 全体会は、毎年2回定期的に会長が招集する。



## (会議の招集) 第11条

- 3 全体会は、毎年1回定期的に会長が招集する。

## (事務局) 第13条

- 2 事務局には事務局長及び必要な事務員を置く。



## (事務局) 第13条

- 2 事務局には事務局長及び必要な事務員を置く。ただし、役員会の承認を得られれば、その限りではない。

## 中野区大和区民活動センター運営委員会事務局就業規則（案）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、中野区大和区民活動センター運営委員会（以下「委員会」という。）の事務局員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

### （適用範囲）

第2条 この規則は、委員会の事務局に勤務する次の各号に掲げる事務局員（以下「事務局員」という。）に適用する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務員
- (3) アルバイト

### （規則の遵守）

第3条 委員会及び事務局員は、この規則を遵守し、互いに協力して誠実に業務を遂行し、中野区大和区民活動センター（以下「センター」という。）の発展に寄与しなくてはならない。

## 第2章 採用

### （採用手続）

第4条 委員会は地域活動の支援に関し、必要な知識、能力を備えていると運営委員会が判断した者を、事務局員として採用する。

### （採用時の提出書類）

第5条 事務局員に採用された者は、次の書類を採用日から14日以内に委員会へ提出しなければならない。

- (1) 履歴書
  - (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める個人番号カードの写し、または通知カードの写し及び身元を証明する書類（通知カードに記載された事項が、その者に係るものであることを証するものとして、番号法で定める運転免許証やパスポートの写しなど）（ただし、対面で身元確認を行う場合は原本の提示のみで足り、身元を証明する書類の提出は不要とする）
  - (3) 健康診断書（3か月以内）ただしアルバイトにおいては提出しなくてもよい
  - (4) 前職者であって雇用保険被保険者となる者は、雇用保険被保険者証
  - (5) その他委員会が指定するもの
- 2 事務局員に採用された者は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面でこれを委員会に届け出なければならない。
- 3 委員会は、事務局員に採用された者が正当な理由なく前項の手続きをしないときは、その者の採用を取り消すことができる。
- 4 第1項第2号で取得した特定個人情報（個人番号（マイナンバー））は、以下の目的のために使用する。
- (1) 給与所得の源泉徴収票に関する事務
  - (2) 個人住民税に関する事務
  - (3) 雇用保険法に関する事務
  - (4) 労働者災害補償保険法に関する事務

### （特定個人情報の取り扱い）

第6条 委員会は、前条の規定により事務局員から取得した特定個人情報（個人番号（マイナンバー））について、本来の目的以外の使用を行わないことを約するとともに、個人番号（マイナンバー）取扱マニュアルに従い、厳重な管理を行うこととする。

### （契約期間）

第7条 委員会と事務局員は期間を定める雇用契約を結ぶものとし、当該雇用の契約の期間は、原則として1年以内とする。また、その期間終了時点は、当該年度末（3月31日）とする。

第8条 委員会は、事務局員が第35条第1項に定める解雇事由に該当する場合は、雇用契約の期間中であっても、当該雇用契約を解消する。

### （試用期間）

第9条 新たに採用した者については、採用の日から3か月間を試用期間とする。ただし、委員会は、適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことができる。

- 2 前項の試用期間は、委員会が必要と認める場合は、3か月の範囲で期間を定め更に延長することができる。この場合においては、前項の試用期間が満了する日の14日前までに本人に通知する。
- 3 委員会は、試用期間中に事務局員として不適格と認める者を解雇することができる。

### （労働条件の明示）

第10条 委員会は、新たに採用した者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示する。

2 前項の労働条件のうち、次のものは書面で明示する。

- (1) 就業の場所及び従事すべき業務
- (2) 始業・就業時刻、時間外勤務、休憩、休日及び休暇
- (3) 退職及び解雇
- (4) 雇用期間
- (5) 賃金の額、計算方法、支払の方法、締切り日及び支払の時期並びに昇給

### （休職）

第11条 委員会は、事務局員が傷病、私事等の理由により7日以上欠勤した場合その他委員会が事務局員を休職させる必要があると認める場合は、当該事務局員に休職を命じることができる。ただし、週2日以下、又は月10日以下勤務の事務局員には休職制度を適用しない。

2 前項の休職の期間は、30日を限度として委員会が定める期間とする。

- 3 休職の期間中は、賃金を支給しない。
- 4 休職の期間が満了しても当該休職となった事由が消滅しない場合は、休職の期間の満了をもって退職とする。
- 5 休職した事務局員が復職した後30日以内に同一又は類似の事由により欠勤又は通常の労務を提供することができない状況に至ったときは、復職を取り消し、休職を命じる。この場合、休職期間は更新せず、残期間とする。

### 第3章 服務規律

#### (服務)

第12条 事務局員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、委員会の指示命令に従い、職場の秩序の維持に努めなければならない。

#### (遵守事項)

第13条 事務局員は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。
- (2) 職務以外の目的でセンターの施設、物品等を使用しないこと。
- (3) 委員会の金品を私用に供し、他より不当に金品を借用し、又は職務に関連して自己の利益を図り、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
- (4) 酒気を帯びて就業する等、事務局員としてふさわしくない行為をしないこと。
- (5) 委員会の許可なく施設内において、政治活動、宗教活動及び特定団体に関する活動を行わないこと。
- (6) 在職中、退職後にかかわらず、業務上の秘密を他人に漏らしたり、委員会の許可なく文書、帳簿等を第三者に閲覧させないこと。ただし、公表を目的として作成した文書は、この限りではない。
- (7) その他委員会の内外を問わず、委員会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
- (8) 相手方の望まない性的言動等により、他の事務局員に不利益を与えたり、就業環境を害する行動等をしないこと。
- (9) 番号法に基づく委員会の個人番号（マイナンバー）の提供の求め、及び身元確認に協力すること。
- (10) 正当な理由なく委員会の業務上重要な秘密（個人情報及び番号法上の特定個人情報ファイルを含む）を外部に漏洩して委員会に損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害しないこと。

#### (遅刻、早退、欠勤等)

第14条 事務局員が、遅刻、早退又は欠勤するときは、事前に申し出て承認を受けなければならない。

ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

- 2 傷病のため欠勤が引き続き7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

### 第4章 労働時間、休憩及び休日

#### (労働時間、勤務日数及び休憩時間)

第15条 所定労働時間は、1日につき8時間以内の個々の雇用契約で定めた時間とする。

- 2 勤務日数は、本人の職務内容を考慮して各人別に決定する。
- 3 委員会は、毎月25日までに、翌月の勤務日を指定し、事務局員に通知する。
- 4 始業の時刻は、8時30分とし、終業時刻は、17時30分とする。ただし、特に業務多忙のときを除いて17時15分に終業できるものとする。
- 5 休憩時間は、原則として12時から13時までとする。
- 6 委員会は、業務上必要があるときは、始業若しくは終業の時刻又は休憩時間を変更することができる。
- 7 委員会は、業務上の都合で所定労働時間外又は所定休日に勤務することを命じることができる。

#### (休日)

第16条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他委員会が指定する日

#### (休日の振替え)

第17条 委員会は、業務上必要ある場合は、第15条の休日を他の日に振替えることができる。

- 2 休日を振替えるときは、前日までに振替える休日を指定し、該当者に通知する。

#### (年次有給休暇)

第18条 年次有給休暇は、別表1のとおり分割付与する。

- 2 前項の年次有給休暇を取得するにあたっては、採用時を除き、基準日前6か月の所定労働日の8割以上の出勤率を必要とする。
- 3 年次有給休暇を取得するときは2日前（連続5日以上請求する者は2週間前）までに所定の手続で届け出なくてはならない。
- 4 委員会は、業務の正常な運営に支障が出る場合、前項の届出日を他の時季に変更することができる。
- 5 年次有給休暇の有効期間は、付与日から2年間とし、以降は時効で消滅する。
- 6 労使協定を締結した場合には、本条の年次有給休暇のうち、5日を上回る日数について計画的に取得させることがある。

#### (年次有給休暇の単位)

第19条 事務局員は 年次有給休暇を、1日単位、又は1時間を単位として取得することができる。

- 2 1時間を単位として取得した年次有給休暇を、日に換算する場合は、労働者毎の労働契約時間をもって1日とする。ただし、時間単位の年次有給休暇の取得は、年に5日を限度とする。

#### (忌引休暇)

第20条 次のいずれかに該当する事務局員の親族が死亡した場合は、当該事務局員に忌引休暇を与える。

- (1) 配偶者、子、父母 5日（アルバイト 連続3日）
- (2) 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母

- ア 本人が喪主の場合 3日（フルバイト 連続2日）  
 イ 本人が喪主でない場合 1日（フルバイト なし）
- 2 忌引休暇を取得するときは、あらかじめ所定の手続により届け出て、承認を受けなければならない。  
 3 忌引休暇中に休日が入る場合は、第1項の日数は、休日も含むものとする。  
 4 忌引休暇は、有給とする。

#### （特別休暇）

第21条 本委員会事務局採用前に、同種の業務に従事した経験のある者については、採用初年度に限り、次に示す通りの特別休暇を与えることができる。ただし、本委員会との雇用期間が1年に満たない場合は、雇用契約期間の月数に応じて付与日数を定めることができる。

- （1）実務経験が4年以上の者 4日（フルバイト 2日）  
 （2）実務経験が3年以上4年未満の者 3日（フルバイト 1日）
- 2 本条の特別休暇は、初年度の雇用契約期間内に取得するものとし、繰り越しは行わない。  
 3 特別休暇は、有給とする。  
 4 その他詳細（特別休暇の取得単位、付与日等）については、別に定める。

#### （公民権行使）

第22条 事務局員が、選挙、その他の公務又は裁判員としての業務に参加するために必要な時間を請求したときは、その時間の労働を免除する。ただし選挙等に支障のない範囲で、請求された時刻を変更することがある。

- 2 前項の労働を免除した時間は、無給とする。

## 第5章 賃金

### （賃金の構成）

第23条 賃金の構成は、次のとおりとする。

- （1）基本給  
 （2）通勤手当  
 （3）時間外・割増賃金

#### （基本給）

第24条 基本給は、本人の職務内容を考慮して各人別に決定する。なお、事務局員の基本給は、月額で表示する。

#### （通勤手当）

第25条 電車、バス等の交通機関を利用して通勤する者について、最短距離により計算し、6か月、3か月若しくは1か月の定期、回数券又は乗車券のうち最も安価な実費を支給する。

- 2 前項の規定により定期券を購入した場合は、第29条第1項の規定にかかわらず、領収書等の提出により、随時支給することができる。  
 3 自転車を利用して通勤する者について、2,000円（月）又は100円（日）支給する。ただし、自宅から勤務先までの距離が2km未満の場合は、支給しない。

#### （割増賃金）

第26条 正規の労働時間を超え、又は休日に、若しくは深夜に勤務を命じた場合は割増賃金を支払う。割増賃金は、別表2により支給する。

#### （休暇等の賃金）

第27条 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働をしたときに支払われる通常の賃金を支給する。

#### （欠勤等の扱い）

第28条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引く。

#### （賃金の計算期間及び支払日）

第29条 賃金は、毎月末日に締め切り、翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支払う。

- 2 計算期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算をして支払う。

#### （賃金の支払いと控除）

第30条 賃金は、事務局員の提出する「振込依頼書」に基づき、その指定した銀行の本人名義の口座に振込みにより支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。

- （1）源泉所得税  
 （2）住民税  
 （3）雇用保険の保険料の被保険者負担分

#### （賃金の見直し）

第31条 委員会は、社会情勢の変化により給与の見直しが必要と認められる場合は、見直しを行うことがある。

#### （賞与）

第32条 賞与は、支給しない。

## 第6章 退職及び解雇

### （退職）

第33条 事務局員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- （1）事務局員が定年に達したとき。  
 （2）雇用契約の期間が満了したとき。  
 （3）休職期間が満了し、復職できないとき。

- (4) 退職を願い出て委員会から承認されたとき、又は退職願を提出して14日を経過したとき。
- (5) 事務局員が行方不明となり、その期間が継続して30日に達したとき（連絡が取れなくなった日から30日経過したとき）。
- (6) 死亡したとき。

（定年雇用契約の上限）

第34条 事務局員が75歳に達する日の属する年度の年度末を定年又は雇用契約の上限とする。

（解雇）

第35条 事務局員が次のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、就業に適さないと認められたとき。
  - (2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、事務局員としての職責を果たし得ないと認められたとき。
  - (3) 精神又は身体の障害については、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮しても、なおその障害により業務に耐えられないと認められたとき。
  - (4) 試用期間中に事務局員として不適格であると認められたとき。
  - (5) 第40条第2項に定める懲戒解雇事由に該当する事実があると認められたとき。
  - (6) 事業の運営上のやむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき。
  - (7) 業務上の指示、命令にしばしば従わず、協調性を欠くなど、組織不適応と認められたとき。
  - (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があったとき。
- 2 前項の規定により事務局員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、労働基準監督署長の認定を受けて第40条第2項に定める事由により懲戒解雇をする場合及び試用期間中の事務局員（14日を超えて引き続き雇用される者を除く。）を解雇する場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による事務局員の解雇に際し当該事務局員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

## 第7章 安全衛生及び災害補償

（遵守義務）

第36条 委員会は、事務局員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。

2 事務局員は、安全衛生に関する法令及び委員会の指示を守り、委員会と協力して労働災害の防止に努める。

（健康診断）

第37条 委員会は事務局員に対して、毎年1回定期的に健康診断を行う。

2 前項の健康診断の結果必要と認めるときは、労働時間の短縮その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

（災害補償）

第38条 事務局員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところにより災害補償を行う。

## 第8章 懲戒

（懲戒の種類）

第39条 懲戒は、その情状に応じ、次の区分により行う。

- (1) けん責 始末書を提出させて将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることなく、また、総額が1賃金支払い期間における賃金の1割を超えることはない。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、原則として7日を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
- (4) 懲戒解雇 即時に解雇する。

（懲戒の事由）

第40条 事務局員が次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止とする。

- (1) 正当な理由なく7日以上無断欠勤したとき。
  - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退をする等勤務を怠ったとき。
  - (3) 過失により委員会及びセンターに損害を与えたとき。
  - (4) 素行不良で委員会及びセンター内の秩序又は風紀を乱したとき。
  - (5) （遵守事項）第13条に違反したとき。
  - (6) その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる行為があったとき。
- 2 事務局員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは労働基準法第20条に規定する予告手当は支給しない。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、第35条に定める普通解雇又は減給若しくは出勤停止とすることがある。
- (1) 重要な経歴を詐称して雇用されたとき。
  - (2) 正当な理由なく、14日以上無断欠勤し、出勤の督促に応じなかったとき。
  - (3) 正当な理由なく、無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、3回にわたって注意を受けても改めなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示又は命令に従わなかったとき。
  - (5) 故意又は重大な過失により委員会及びセンターに重大な損害を与えたとき。
  - (6) 委員会及びセンター内において刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき。（当該行為が軽微な違反である場合を除く。）
  - (7) 素行不良で著しく委員会及びセンター内の秩序又は風紀を乱したとき。
  - (8) 数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき。
  - (9) 相手方の望まない性的言動により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその性的言動に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき。

- (10) 許可なく職務以外の目的でセンターの施設、物品等を使用したとき。
  - (11) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、若しくは供応を受けたとき。
  - (12) 私生活上の非違行為や委員会に対する誹謗中傷等によって委員会の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
  - (13) センターの業務上重要な秘密を外部に漏洩してセンターに損害を与え、又は業務の正常な運営を阻害したとき。
  - (14) 委員会の管理する個人情報および特定個人情報（個人番号（マイナンバー））を故意に、または重大な過失により漏洩・流出させたとき。
  - (15) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき。
- 3 前項の規定による委員会の懲戒解雇に際し、当該事務局員から請求のあった場合は、懲戒解雇理由を記載した証明書を交付する。

**（損害賠償）**

第 4 1 条 事務局員が故意又は重大な過失により委員会に損害を与えた場合は、損害の一部又は全部を賠償させることがある。これにより、第 3 9 条に定める懲戒処分を免れることはできない。

**附 則**

- この規則は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 一部改定後の規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 年次有給休暇の日数

|                 |                 |                | 雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応じた年次有給休暇の日数 |     |    |           |    |           |    |           |
|-----------------|-----------------|----------------|-----------------------------------|-----|----|-----------|----|-----------|----|-----------|
| 週所定<br>労働時<br>間 | 週所定<br>労働日<br>数 | 1年間の所定労<br>働日数 | 採用時                               | 6か月 | 1年 | 1年6か<br>月 | 2年 | 2年6<br>か月 | 3年 | 3年6<br>か月 |
| 30時<br>間以上      | —               | —              | 5日                                | 5日  | 5日 | 6日        | 6日 | 6日        | 7日 | 7日        |
| 30時<br>間未満      | 5日              |                |                                   |     |    |           |    |           |    |           |
|                 | 4日              | 169日～216日      | 3日                                | 4日  | 4日 | 4日        | 4日 | 5日        | 5日 | 5日        |
|                 | 3日              | 121日～168日      | 2日                                | 3日  | 3日 | 3日        | 3日 | 3日        | 4日 | 4日        |
|                 | 2日              | 73日～120日       | 1日                                | 2日  | 2日 | 2日        | 2日 | 2日        | 2日 | 3日        |
|                 | 1日              | 48日～72日        | 0日                                | 1日  | 1日 | 1日        | 1日 | 1日        | 1日 | 1日        |

別表2 割増賃金の支給割合

| 支給割合                                      |                    |
|-------------------------------------------|--------------------|
| 1 正規の勤務が割り振られた場合の超過勤務                     |                    |
| ① ②以外                                     | 1時間当たりの単価の100分の125 |
| ② 22時から翌日5時まで                             | 1時間当たりの単価の100分の150 |
| 2 正規の勤務が割り振られていない日の勤務で1日8時間又は週40時間を超えないとき |                    |
| ① ②以外                                     | 1時間当たりの単価の100分の100 |
| ② 22時から翌日5時まで                             | 1時間当たりの単価の100分の125 |
| 3 正規の勤務が割り振られていない日の勤務で1日8時間又は週40時間を超えたとき  |                    |
| ① ②以外                                     | 1時間当たりの単価の100分の125 |
| ② 22時から翌日5時まで                             | 1時間当たりの単価の100分の150 |
| 4 法定休日の日の勤務                               |                    |
| ① ②以外                                     | 1時間当たりの単価の100分の135 |
| ② 22時から翌日5時まで                             | 1時間当たりの単価の100分の160 |
| 1時間あたりの単価の算出方法                            |                    |
| 基本給の月額÷（1月の勤務日数×1日の労働時間）                  |                    |

\*上記の算出により、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。ただし、控除額の計算に当たっては、1円未満の端数を切り捨てるものとする。



## 改定前

(適用範囲) 第2条  
[追記]

## 第2章 採用

### (採用手続) 第4条

委員会は中野区が実施する地域活動コーディネーター養成講座の修了者に対して公募を行い事務局員を採用する

### (採用手続) 第5条

(3)健康診断書(3か月以内) [追記]

(4)前職者にあつては、雇用保険被保険者証

### (休職) 第11条

[追記]

## 第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間、勤務日数及び休憩時間) 第15条  
所定労働時間は、1日につき8時間とする。

### (休日) 第16条

[追記]

### (年次有給休暇の単位) 第19条

事務局員は、年次有給休暇を、1時間を単位として取得することができる。

2 1時間を単位として取得した年次有給休暇を、日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

### (忌引休暇) 第20条

[追記]

(1) 配偶者、子、父母 5日

(2) 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母

ア 本人が喪主の場合3日

イ 本人が喪主でない場合1日

### (特別休暇) 第21条

[追記]

(1) 実務経験が4年以上の者 4日

(2) 実務経験が3年以上4年未満の者 3日

### (通勤手当) 第25条

[追記]

自転車を利用して通勤する者について、2,000円(月)支給する。

### (定年) 第34条

事務局員が75歳に達する日の属する年度の年度末を定年とする

## 別表1 年次有給休暇の日数

[追記・修正]

## 改定内容

(適用範囲) 第2条  
[追記] (3) アルバイト

## 第2章 採用

### (採用手続) 第4条

委員会は、地域活動の支援に関し、必要な知識、能力を備えていると運営委員会が判断した者を、事務局員として採用する

### (採用手続) 第5条

(3)健康診断書(3か月以内) [追記]

ただしアルバイトにおいては提出しなくてもよい。

(4)前職者にあつて雇用保険被保険者となる者は、雇用保険被保険者証

### (休職) 第11条

[追記] ただし、週2日以下、又は月10日以下勤務の事務局員には休職制度を適用しない。

## 第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間、勤務日数及び休憩時間) 第15条  
所定労働時間は、1日につき8時間以内の個々の雇用契約で定めた時間とする。

### (休日) 第16条

[追記] (4) その他委員会が指定する日

### (年次有給休暇の単位) 第19条

事務局員は、年次有給休暇を、1日単位、又は1時間を単位として取得することができる。

2 1時間を単位として取得した年次有給休暇を、日に換算する場合は、労働者毎の労働契約時間をもって1日とする。

### (忌引休暇) 第20条

[追記]

(1) 配偶者、子、父母 5日(アルバイト 連続3日)

(2) 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母

ア 本人が喪主の場合3日(アルバイト 連続2日)

イ 本人が喪主でない場合1日(アルバイト なし)

### (特別休暇) 第21条

[追記]

(1) 実務経験が4年以上の者 4日(アルバイト 2日)

(2) 実務経験が3年以上4年未満の者 3日

(アルバイト 1日)

### (通勤手当) 第25条

[追記]

自転車を利用して通勤する者について、2,000円(月)又は100円(日)支給する。

### (定年雇用契約の上限) 第34条

事務局員が75歳に達する日の属する年度の年度末を定年又は雇用契約の上限とする

## 別表1 年次有給休暇の日数

[追記・修正]